

年末も「空き巣狙い」「ひったくり」「すり」「注意！」

年末は、買い物などで外出する機会が増え、人出も多くなる時期です。そのため、空き巣狙い、ひったくり、すりの被害が増える時期でもあります。

「自分の安全は、自分で守る」という防犯意識を持ち、被害にあわないように注意しましょう。

〈注意のポイント〉

- ・短時間の外出でも、必ずすべてのドアや窓に鍵をかける
・道を歩くときはバッグを車道の反対側に持ち、後方に自転車やオートバイの気配を感じたら振り返って確認するなど周囲に注意する
・自転車のカゴにはひったくり防止カバー・ネットをつける
・人ごみではバッグを常にしっかりと持つ
※不審な人を見かけたら、迷わず警察（☎110）に連絡してください。

【問合せ】安全安心まちづくり課地域安全係 ☎551・1691、福生警察署生活安全課防犯係 ☎551・0110
飲酒運転は絶対にやめましょう
年末年始は、忘年会や新年会で飲酒する機会が多くなります。飲酒をしたら、自動車・バイク・自転車の運転は絶対にやめましょう。

防災無線の放送内容が電話で確認できます。【専用電話番号】☎539・2061または☎539・2062

う。飲酒をした人に車を貸す、飲酒をした人の車に乗る、車で来た人に酒類を提供する、などの行為も重大な犯罪です。わずかな量の飲酒や、二日酔いの時も運転はやめましょう。

【問合せ】安全安心まちづくり課地域安全係 ☎551・1691
12月の納税のお知らせ
12月は固定資産税・都市計画税（第3期）、国民健康保険税（第6期）、介護保険料（第6期）、後期高齢者医療保険料（第6期）の納期です。1月5日（月）までに納めてください。

12月の納税のお知らせ

口座振替は1月5日（月）の予定です。残高不足にご注意ください。
※納期を過ぎると延滞金が課されます。
【問合せ】収納課 ☎551・1578

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額確認について
年末調整及び確定申告に用いる国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額に関する電話での問合せは、個人情報保護の観点からお受けしていません。

納付額を確認される場合は、身分証明書（運転免許証や住民基本台帳カード等、本人の顔写真が添付された書類）を持参し、担当窓口にお越しください。
なお、納税義務者と別世帯の方が来庁される場合は、身分証明書に加え、納税義務者からの委任状（様式不問）が必要です。

【問合せ】
保険年金課保険年金係 ☎551・1640
保険年金課後期高齢医療係 ☎551・1767
介護福祉課介護保険係 ☎551・1764

年金日より

▼源泉徴収票が送付されます

厚生年金・国民年金の「老齢年金」などは、所得税法上の雑所得として課税の対象となります。
このうち、老齢年金の額が108万円以上（65歳以上の方は158万円以上）の方は、所得税を源泉徴収することになっていきます。

源泉徴収票は平成26年1月から12月の間に老齢年金を受け取られている方全員へ、1月中旬に日本年金機構から送付されます。
年金以外に給与収入があり確定申告をするときや、源泉徴収された所得税の還付を受けるときに、この源泉徴収票を添付する必要があります。

もし源泉徴収票を紛失された場合は再交付ができませんので、年金事務所までお問い合わせください。
※障害年金・遺族年金は非課税ですので、源泉徴収票の送付はありません。
【問合せ】青梅年金事務所 ☎0428・30・3410

平成 25 年度福生市の国民健康保険特別会計決算状況をお知らせします 【問合せ】保険年金課保険年金係 ☎551・1640

平成 25 年度の国民健康保険特別会計決算は、平成 24 年度に引き続き黒字となりました。
これは、医療分の税率改定を実施し、国民健康保険税収入は増加したものの、一般会計からの6億5,000万円の赤字の補てんを行い結果的に黒字となったもので、依然として苦しい運営の状況は変わっていません。

〈平成 25 年度決算の傾向〉

歳出の保険給付費（医療費等の現物給付と現金給付との合計額）が、前年度比較で1.0%（約4,289万円）増加し、前年同様小幅伸び率を示しました（前年度0.3%）。また、歳入の保険税収入は9.2%（約1億2,265万円）の大幅な増となっています。これは医療分の税率改定を実施したことと、収納率向上が主な要因です。

〈加入世帯・被保険者数の状況〉

平成 26 年 3 月末現在、加入世帯数は12,046世帯、被保険者数は19,295人で、市全体に占める割合は、世帯数が約41%で被保険者数が約33%となっています。

〈歳入・歳出及び財源状況〉

●歳入（図1）
被保険者の皆さんに納めていただいた国民健康保険税は、歳入全体の約21%です。また、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れられた金額（一般会計繰入金）は全体の約12%にのぼり、この繰入金には国民健康保険税のうち納められていない額（収入未済額）や医療機関への支払の不足額を補うための赤字補てん分が含まれています。

●歳出（図2）

被保険者の皆さんへの現物給付及び高額療養費などの現金給付を行う「保険給付費」は、支出全体の約65%を占めます。また、後期高齢者支援金等（後期高齢者医療保険制度に使用される財源）は約15%、介護給付費納付金（介護保険制度に使用される財源）は約6%です。
※現物給付とは、医療機関で受診する際の給付で、被保険者が医療機関の窓口で支払う医療費負担を除いた残りの医療費のことです。これは、国民健康保険特別会計から医療機関へ支払われます。
※現金給付とは、被保険者へ現金で支給されるもので、高額療養費のように医療費が一定額を超えた場合や療養費の一例で補装具を作った際にかかった費用の7割分が支給されるなど、国民健康保険特別会計から被保険者に後日現金で支払われるものです。

●医療費一人当たり財源内訳（図3）

円グラフ中央の数字は、25年度中に国民健康保険特別会計から支払った被保険者一人当たりの平均的な給付額です。給付額は、一般被保険者が222,000円、退職被保険者（被扶養者も含む）が274,000円です。

被保険者の皆さんへ

平成 25 年度の歳入部分の国民健康保険税は約14億6,304万3千円となっていますが、そのうち前年度以前に収入未済となっていた保険税で納めていただいた分を除いた平成 25 年度現年分保険税のみでは約13億1,495万5千円になります。本来見込まれていた収入予定額（調定額）は25年度現年分

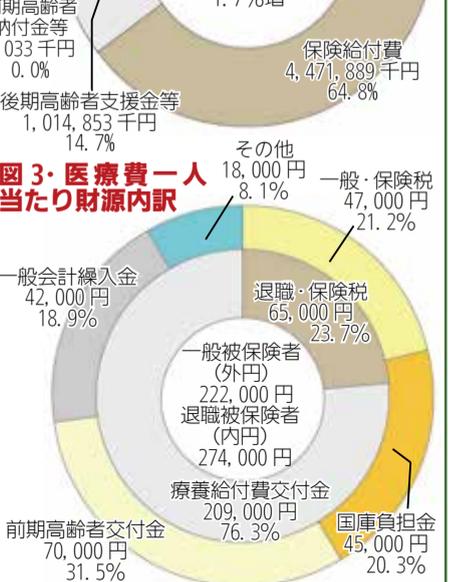
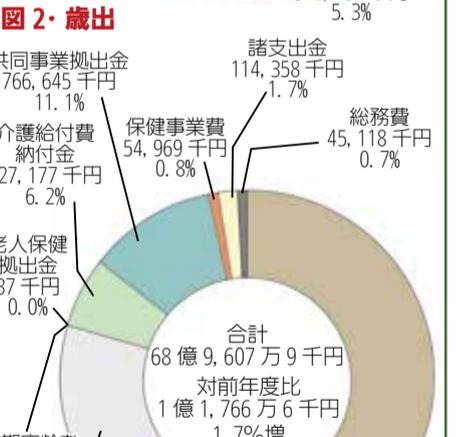
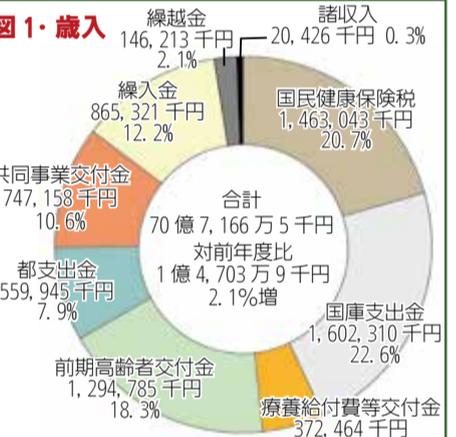
のみで約14億7,409万9千円で、収入予定額から実収入額を引くと約1億5,914万4千円という金額が出てきます。この金額が25年度末で未収となりました。現年度分収納率では、前年度の87.6%から平成25年度は89.2%となり、1.6ポイント上がっています。
もし1億5,914万4千円が納付されていれば、25年度は一般会計からの純粋な財源不足（赤字）補てん額は約4億9千万円で済んでいたことになります。

●納付にご協力を

被保険者の方が相互に手を取って支えあう「互助の精神」の実践が国民健康保険の制度の維持につながります。なお、納期内納付が困難なときはご相談にも応じています。
●「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を通知します
「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を年3回お送りしています。これは先発医薬品からジェネリック医薬品に変えた場合の差額が100円以上になる方に通知しています。
通知には現在の使用薬品、一日分の使用量・院内外の処方区分、現在使用している薬の自己負担額と、その薬をジェネリック医薬品に変更した場合の節減額が表示されています。利用については、病院や薬局で受診した際、医師、または薬剤師にご相談ください。

●保険証の医療機関への提示について

保険証は医療機関等で保険適用の医療行為や調剤を受ける場合、必ず提示してください。保険証を提示しない場合や有効期限の過ぎた保険証を医療機関に提示した場合、保険適用による医療が受けられない場合がありますのでご注意ください。



納税は 納期内で 元気な福生